



都道府県警察の支援

警 察 庁 長 官 官 房
犯罪被害者等施策推進課



警察庁
National Police Agency

本講義の内容

- 都道府県警察に期待される役割
- 都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

本講義の内容

- 都道府県警察に期待される役割
- 都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

3

都道府県警察に期待される役割

- ▷ 犯罪被害者等からの相談を第一次的に受けることが多い機関として、所管業務にとらわれず、犯罪被害者等のニーズを把握
- ▷ ニーズに応じて、関係機関・団体に対して情報提供・橋渡し
- ▷ 犯罪被害者等が刑事手続に関与する際の負担が大きいことに配慮した警察活動の実施
- ▷ 関係機関・団体から成る多機関ワンストップサービスに参画
 - ・ 地方公共団体を始めとする関係機関・団体と連携
 - ・ 犯罪被害発生後速やかに実施しなければならない支援の提供

4

本講義の内容

- 都道府県警察に期待される役割
- 都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

5

都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

【仮想事例】 ～ 負傷者複数の傷害事件 ～ 【令和6年度版警察白書】

「繁華街で男が通行人を次々と襲っており、怪我人もいるようだ。」との110番通報を受理。

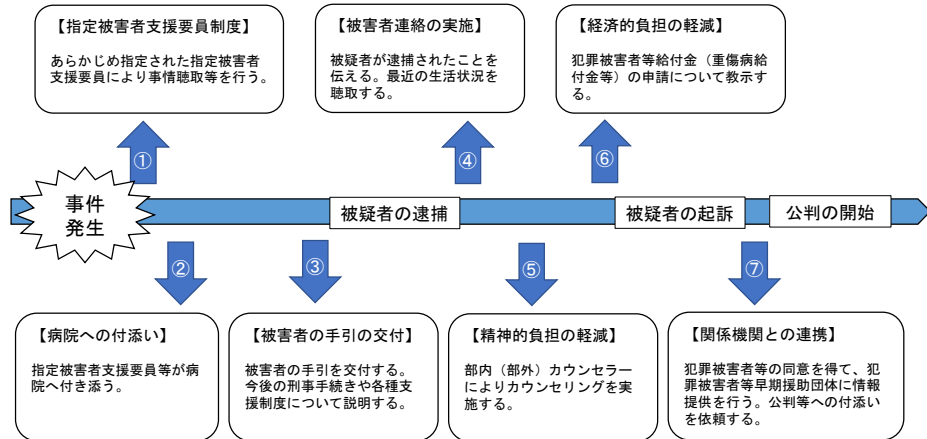
複数の負傷者が発生した重大事件と判明。

重傷を負った被害者が、病院へ搬送される。

6

都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

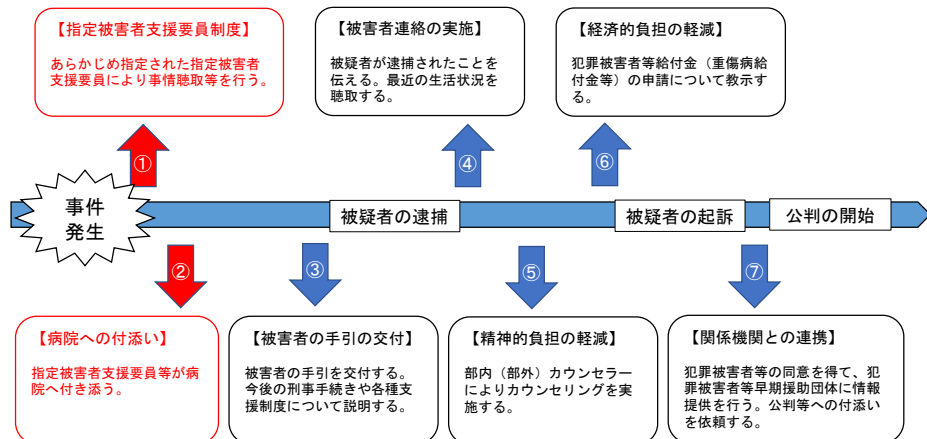
犯罪被害者等支援の流れ



7

都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

犯罪被害者等支援の流れ



8

都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

指定被害者支援要員制度

あらかじめ指定された警察職員が各種被害者支援活動を推進。

3万8,676人（うち女性警察職員 約8,449人） 令和5年12月末現在

対象事件

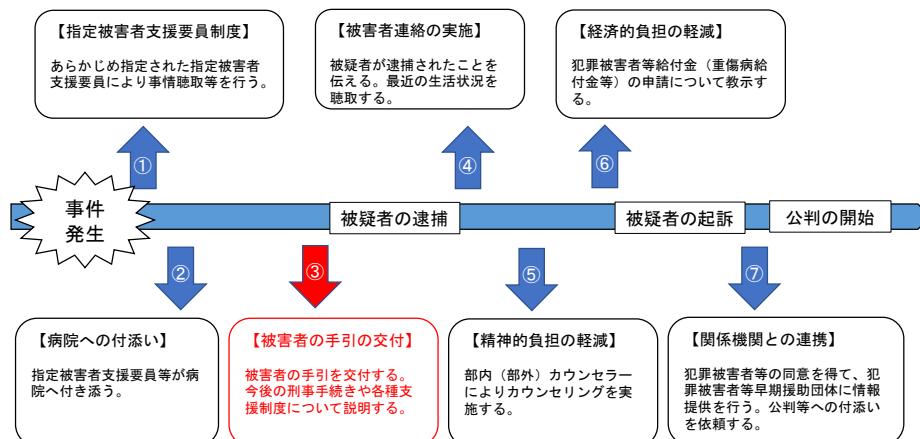
- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯
- ・ひき逃げ事件、交通死亡事故等事件
- ・その他必要と認められる事件 等

支援要員の任務

- ・各種手続の説明
- ・事情聴取、実況見分等の立会い
- ・病院等への付添い
- ・相談・要望対応
- ・民間被害者支援団体等の紹介 等

都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

犯罪被害者等支援の流れ



都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

被害者の手引の交付

◆「被害者の手引」の作成・配布

犯罪被害者に対し、刑事手続の流れ、支援内容等をわかりやすく紹介

➤ 配布対象

殺人、傷害、性犯罪、ひき逃げ事件、交通死亡事故等事件などの被害者

➤ 内容

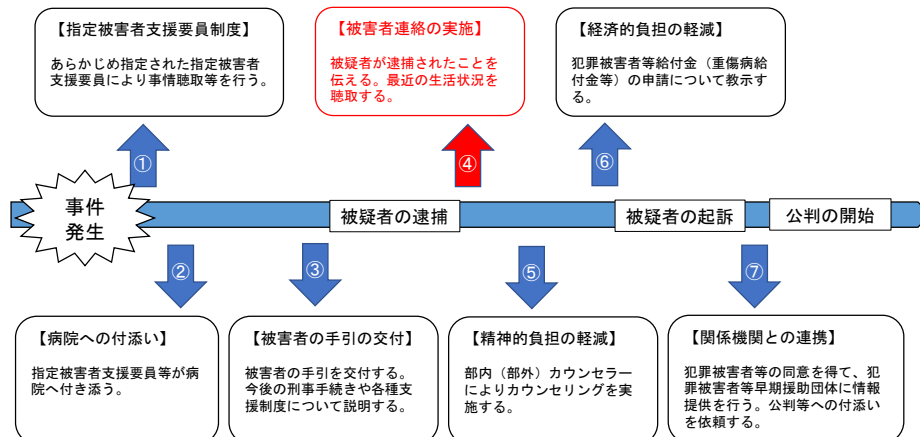
- ・ 刑事手続の概要と捜査への協力をお願い
- ・ 被害者等に対する支援要員制度
- ・ 刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等
- ・ 裁判で利用できる制度
- ・ 安全の確保に関する制度
- ・ 経済的支援や各種支援・福祉制度
- ・ 被害者の精神的支援
- ・ 各種相談機関・窓口

等



都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

犯罪被害者等支援の流れ



都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

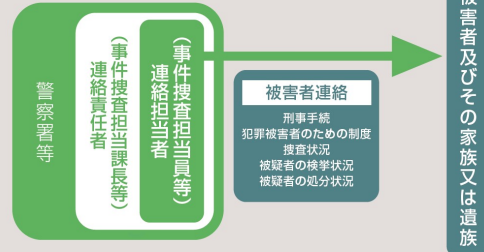
被害者連絡の実施

【被害者連絡制度】

●対象事件
殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の犯罪被害者等
ひき逃げ事件や交通死亡事故等の重大な交通事故事件の犯罪被害者等

●被害者連絡の内容
刑事手続や犯罪被害者等のための制度
捜査状況（被疑者検挙まで）
被疑者の検挙状況
逮捕被疑者の処分状況

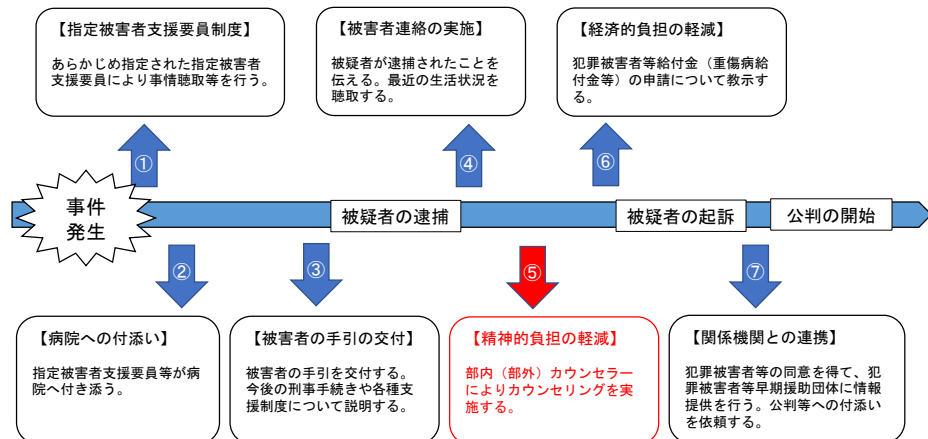
●被害者連絡制度の概要



13

都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

犯罪被害者等支援の流れ



14

都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

精神的負担の軽減

【カウンセリング体制の整備】

▷ カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置

公認心理師、臨床心理士等の資格を有する職員を配置

※ 全国で209人配置（令和6年4月現在）

▷ 精神科医や民間のカウンセラーとの連携

▷ 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度

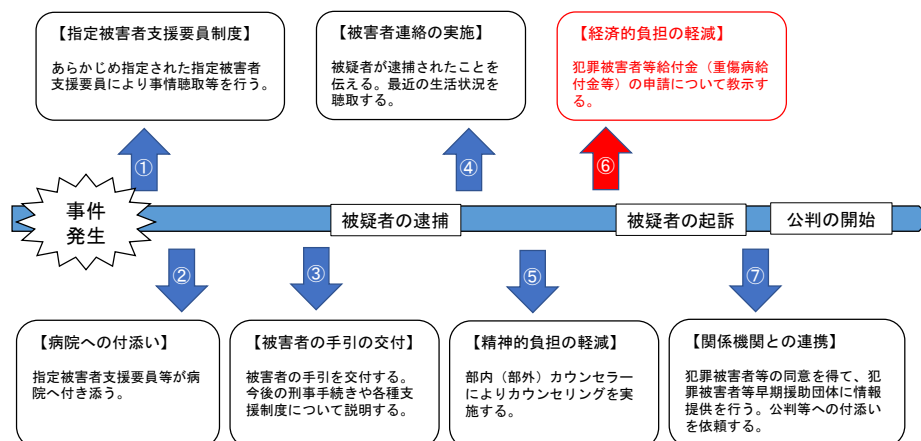


犯罪被害者に対応するカウンセラー（被害者は模写）

15

都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

犯罪被害者等支援の流れ



16

都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

経済的負担の軽減

犯罪被害者等給付金

遺族給付金

支給額の計算式
遺族給付基礎額×倍率

○遺族給付基礎額
犯罪被害者の収入に応じて算定（年齢層・生計維持関係遺族の有無に応じて最高額・最低額を設定）。一定の範囲が遺族給付金を受給する場合、犯罪被害者の収入によらず一定額を加算

○倍率
生計維持関係遺族の人数に応じて決定。生計維持関係遺族から請求者の遺族がいる場合は、その年齢・人数に応じて加算

※犯罪被害者が死亡前に被害を受けた場合は犯罪被害者負担額と休業加算額を併せて支給
※第一順位が2人以上いるときは、その人数で除した額

○支給を受けられる人
亡くなった犯罪被害者の第一順位の遺族

○支給を受けられる遺族の範囲と順位

- 1 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の
①子 ②父母 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の
①子 ②父母 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※①内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。継母・継父となった犯罪被害者に①配偶者及び子がいない場合は、②父母が第一順位となります。

重傷病給付金

支給額の計算式
犯罪被害者負担額+休業加算額

○犯罪被害者負担額
負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による治療費の自己負担相当額

○休業加算額
犯罪被害者の収入に応じて算定した休業加算基礎額（年齢層に応じて最高額・最低額を設定）に休業日数を乗じて算定

※上限：180万円

○支給を受けられる人
犯罪行為によって、重傷病（療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病。PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労働に当たることのできない程度であることを要する。）を負った犯罪被害者本人。

障害給付金

支給額の計算式
障害給付基礎額×倍率

○障害給付基礎額
犯罪被害者の収入に応じて算定（年齢層・障害等級に応じて最高額・最低額を設定）

○倍率
障害等級に応じて決定

○支給を受けられる人
障害が残った犯罪被害者本人

○「障害」とは

負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害（精神疾患によるものを含む。）で、障害等級第1級から第14級までに該当する程度をいし、具体的には国家公安委員会規則で定められています。

17

都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

経済的負担の軽減

【公費負担制度】

◆司法解剖後の遺体修復、遺体搬送

司法解剖による切開痕等を目立たせないようにする措置に要する経費

民間業者に委託し、自宅等遺族の希望する場所までご遺体を搬送する措置に要する経費

◆性犯罪被害者に係る緊急避妊等

性犯罪被害者に係る初診料、診断書料、検査費用、緊急避妊費用及び中絶費用

◆身体犯罪被害者に係る初診料等

身体犯罪被害者に係る初診料、診断書料や、被害者が亡くなった場合の検案書料

◆一時避難場所の確保等

自宅が事件現場になるなど、物理的、精神的に従来の居住地に居住することが困難な

場合のホテル宿泊費、ハウスクリーニングに要する経費

◆カウンセリング関連費用

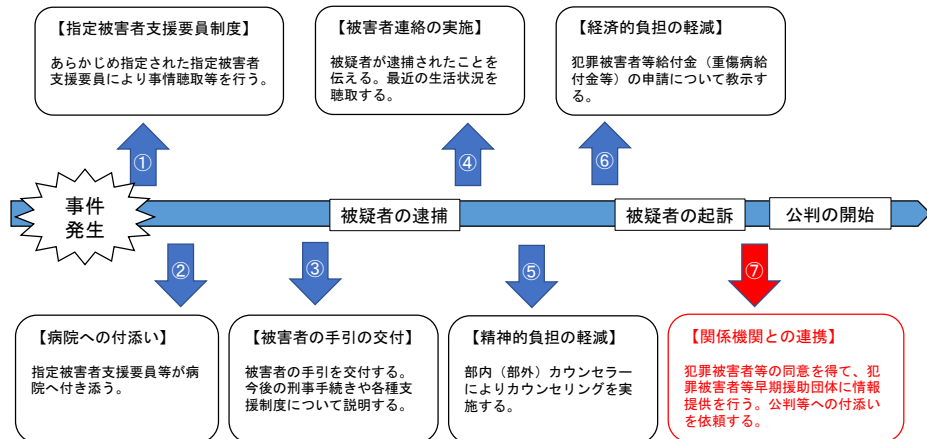
犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費

警察のカウンセリングアドバイザー委嘱謝金

18

都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

犯罪被害者等支援の流れ

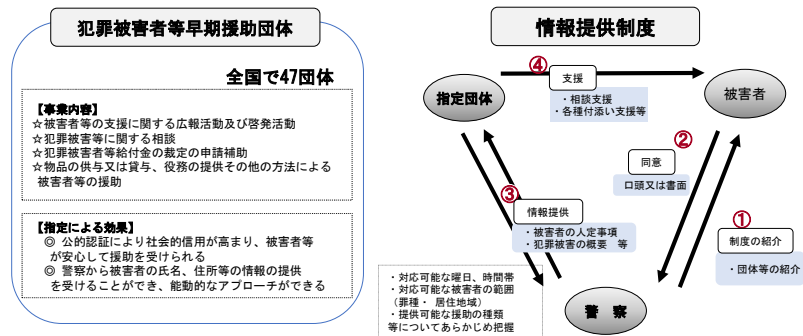


19

都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

関係機関との連携

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等支援に関する法律第23条に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活ができるよう支援するための事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人（例：各都道府県被害者支援センター）を、当該法人の申出により、都道府県公安委員会が指定



20

都道府県警察が行う犯罪被害者等支援

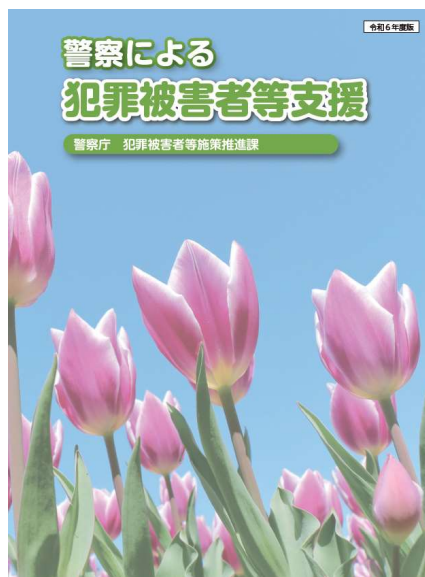
関係機関との連携

犯罪被害者等のニーズは、生活上の支援をはじめ、医療や公判に関することなど、極めて多岐にわたります。よりきめ細かな支援を行うため、犯罪被害者等早期援助団体や地方公共団体の職員と連携を図りながら、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動の推進に努めています。



21

都道府県警察が行う犯罪被害者等支援



パンフレット

22

ご視聴ありがとうございました。



警察庁
National Police Agency